

## 日産の下請け不当減額 再発防止を弁護士が分析

2024/03/07 17:00 日本経済新聞電子版 1845文字

自動車部品を製造する下請け企業約30社への支払代金を不当に減額したとして、公正取引委員会は、日産自動車に下請法違反で再発防止を勧告した。減額分は計約30億円にのぼるとされ、同法違反による勧告で過去最高額となった。今回の勧告内容の特徴や再発防止に向けた注目ポイントについて、下請法に詳しい2人の弁護士に聞いた。（聞き手は宮川克也）

【関連記事】日産に下請法違反で勧告、約30億円不当減額 公取委

「下請法の基本、大企業ゆえ見落とししか」 池田毅弁護士

適切な商取引を守るための法律の中でも、下請法は厳格に適用されることで知られる。特に今回問題になった下請け代金の不当な減額については厳しく運用されており、たとえ下請け業者側が合意していた場合でも指導や勧告の対象になり得る。これは日産のような大企業であれば、当然守らなければならない基本的な知識だ。

一方で、大企業だからこそ見落としという可能性もある。下請法が適用される条件は、発注者が資本金3億円超、下請け企業が資本金3億円以下の場合などだ。日産のような完成車メーカーは、主に「ティア1」と呼ばれる大手の部品メーカーなどと取引しているため下請法の対象外のケースが多く、この法令の対応に慣れていなかった可能性がある。むしろ中小企業との取引が多い部品メーカーの調達担当者のほうが、下請法の特徴をよく理解している面もある。

今回の件をきっかけに、他の完成車メーカーも中小の下請け企業との直接取引に問題がないか改めて確認すべきだ。もし違反が見つかった場合は、公正取引委員会に自発的に申告することで勧告を免れる「下請法版リーニエンシー制度」を利用する選択肢もある。

公取委が下請法を適用する際は、発注書上の発注価格などの記載から画一的に判断する傾向がある。下請け企業に実質的な損害が生じていなくても、発注企業が「違反」とされることもある。こうした側面について「過剰執行だ」と指摘されることもあるが、「過少執行」よりはいいという発想だ。公取委は表面化していない下請けいじめなどの摘発に積極的で、企業には取引の公正化や下請け企業の利益保護を進めるための法令順守が求められる。

欠けた順法意識、是正の機会生かせず 井上朗弁護士

公正取引委員会が今回「勧告」に踏み切ったのは、日産自動車による違反行為に一定の故意性があったからだと推察される。社名を公表しない「指導」でとどめる事案ではないという判断があったのではないかと推察される。一般的に自動車部品の下請け企業は完成車メーカーに文句を言いにくい。日産が仮にそうした関係性を利用して違反行為を続けていたのなら悪質といえる。

過去に自動車部品のカルテル事案に携わったが、今回問題になった下請け代金の減額は当時、色々な手段でされていた。書面による合意を取らずに減額請求しているケースもあった。日産にも襟を正し是正する機会があったのではないかと推察される。順法意識が欠けていたようにもみえる。

日本における下請け取引は昔と比べれば確実に改善しているが、いまだに下請け企業が報復行為を恐れて口を閉ざしているケースも多いとみられる。発注者側が



池田毅弁護士



「文句が出なければ問題がないのに等しい」と思っている場合もある。なかには下請法の理解が不十分で過失による違反行為もあり、他の完成車メーカーなどは下請け企業との取引を改めてチェックした方がいいだろう。

もっとも、故意による違反行為は改善が期待しにくい。公取委が下請け取引の是正に向けての啓発や調査などの取り組みを地道に続けていくのはもちろん、報道機関が違反事案などを広く発信していくのも大事だ。下請け企業に対して販売製品に見合う十分な対価が支払われるようになれば、賃上げなど良いサイクルが生まれる可能性がある。

下請法とは

仕事を発注する企業が、優位な立場を利用して下請け企業に無理な値引きなどを強制することを規制する法律。独占禁止法を補完する位置づけで、規模の大きな企業がより小さい企業に不利な取引を強制することを防ぐ。製造業の場合、発注者が資本金3億円超、下請け企業が資本金3億円以下の場合などが規制対象となる。

下請法は発注者に対し、下請け代金に関する支払いの遅延や不当な減額を禁じる。優位な立場を利用した買ったたきや自社商品を無理に買わせることなども禁止行為に該当する。

下請法に抵触する行為は、公正取引委員会が取り締まる。下請法違反の発注者には勧告や指導が行われる。2022年度は指導件数が過去最多の8665件に達した。勧告の場合は企業名などが公表される。22年度は6件の勧告があった。



井上朗弁護士

---

本サービスで提供される記事、写真、図表、見出しその他の情報(以下「情報」)の著作権その他の知的財産権は、その情報提供者に帰属します。

本サービスで提供される情報の無断転載を禁止します。

本サービスは、方法の如何、有償無償を問わず、契約者以外の第三者に利用させることはできません。

Copyrights © 日本経済新聞社 Nikkei Inc. All Rights Reserved.